

令和6年度
ライフプランセミナー（冬季）

年金制度

年金基本編
あなたの疑問にお答えします！

福利課 年金担当

今年度から、電子データでの資料提供となりました。
そのため、スマートフォンやPC端末上でも文字が見やすい
よう、文字のサイズを大きめに設定しています。
印刷してご利用いただく場合は、2ページを1枚の紙にまと
めて印刷する設定を推奨します。

目次

1	公的年金制度の概要	3
	(1) 公的年金制度とは	
	(2) 老齢給付について	
	(3) 自分の年金額を確認しよう！	
2	年金の請求手続きについて	12
	(1) 65歳到達時の年金請求について	
	(2) 受給開始年齢より早く請求する場合（繰上げ請求）	
	(3) 受給開始年齢より遅く請求する場合（繰下げ請求）	
3	退職にともなう手続きについて	20
	(1) 「退職」とは？	
	(2) 退職時のお手続き	
	(3) 再就職したときのお手続き	
	(4) 年金に係る税金について	
4	その他の年金制度について	25
	(1) 離婚時の年金分割制度	
	(2) 在職定時改定の導入	
	(3) 障害給付	
	(4) 遺族給付	
5	主な問合せ先一覧	31

＼『福利のしおり』も併せてご覧ください／

テキスト中に『福利のしおり』の対応ページを記載しておりますので、ぜひ併せてご覧ください。（令和6年度版『福利のしおり』でご確認ください。）

1. 公的年金制度の概要

(1) 公的年金制度とは

国民の生活の安定を損なう**老齢**、**障害**及び**死亡**による経済的損失を補うことにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。

この制度は国の法律で定められ、加入が義務付けられています。

○3つの給付事由

給付の種類（老齢・障害・遺族）が異なる年金については、原則として同時に受けることができず、いずれか1つを選択して受給します（選択しなかったものについては、支給停止となります）。これを「併給調整」と言います。

老齢	一定の年齢（受給開始年齢）に達したときに支給。
障害	病気やけがにより、一定の障害状態になったときに支給。
遺族	組合員または年金受給者が死亡したとき、その遺族に支給。

▲ 年金における3つの給付事由

○3階建ての年金

年金はよく「3階建て」の建物に見立てて説明されます。

詳細は、次のページをご覧ください ▶▶▶

○現在の年金制度の加入のイメージ図（全体像）

※ 一般組合員の方→地方公務員、短期組合員の方→民間会社員等に該当。

	学生、 自営業者 等	民間 会社員 等	国家 公務員	地方 公務員	私立学校 教職員	被用者の 被扶養 配偶者
3階		企業年金等	年金払い退職給付 ・平成27年10月から 経過的職域加算額 ・平成27年9月まで			
2階	国民年金基金	厚生年金 ・70歳まで加入 実施機関＊				
		日本年金機構	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	日本私立学校振興・共済事業団	
		第一号厚生年金被保険者	第二号厚生年金被保険者	第三号厚生年金被保険者	第四号厚生年金被保険者	
1階	国民年金（基礎年金） ・原則20歳から60歳まで加入 ・実施機関：日本年金機構					
	第1号被保険者	第2号被保険者			第3号被保険者	

＊実施機関…年金の掛金の徴収や年金記録の管理、年金の支給などを行う機関のこと。

(2) 老齢給付について

○受給要件

年金を受給するためには、それぞれに設けられた「**受給要件**」を満たしていることが必要です。

	給付の名称	受給要件
新 3 階	年金払い退職給付 (退職年金)	・65歳に達していること ・1年以上の引き続く組合員期間があること ・退職していること(※1)
旧 3 階	経過的職域加算額 (退職共済年金)	・受給開始年齢に達していること ・平成27年9月以前に1年以上引き続く組合員期間があること
2 階	老齢厚生年金	・受給開始年齢に達していること ・厚生年金加入期間が1年以上あること ・公的年金加入期間(※2)が10年以上あること
1 階	老齢基礎年金	・65歳に達していること ・受給資格期間が10年以上あること

※1 ここでいう「退職している」は、「一般組合員でない」ことを指します。

※2 国民年金(保険料免除期間等を含む)、厚生年金保険、公務員共済組合、私学共済の加入期間の合計。

○受給開始年齢

老齢年金の受給開始年齢は 65 歳です。ただし、昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方については、65 歳より前から受給できる年金があります。

生年月日	63 歳	64 歳	65 歳
S32. 4. 2 ↳ S34. 4. 1			年金払い退職給付
	経過的職域加算額		
		特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
			老齢基礎年金
S34. 4. 2 ↳ S36. 4. 1			年金払い退職給付
	経過的職域加算額		
		特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
			老齢基礎年金
S36. 4. 2 ↳			年金払い退職給付
			経過的職域加算額
			本来支給の老齢厚生年金
			老齢基礎年金

*昭和 60 年の法律改正により、老齢年金の受給開始年齢は 60 歳から 65 歳に引き上げられました。受給開始年齢を段階的に引き上げるため、経過措置として設けられたのが「特別支給の老齢厚生年金」です。共済組合としては今年度で受給年齢の引き上げが完了し、来年度以降は 65 歳からに統一されます。

詳しい受給要件等については、『福利のしおり』110 ページをご確認ください。

＼昭和 41 年 4 月 1 日以前にお生まれの女性の皆様へ／

「第一号厚生年金」に加入している・していたことがある女性の方は、第一号厚生年金部分のみ受給開始年齢が異なります（共済組合からの年金は上図の通りです）。詳しくは、日本年金機構 HP「特別支給の老齢厚生年金」をご確認ください。

○それぞれの給付について

1 階部分：老齡基礎年金

20 歳から 60 歳までの 40 年間に、国民年金の保険料を何月納めたかで支給額が決まります。共済組合員の期間は国民年金に加入しているため、保険料を納めた期間に含まれます。

2 階部分：老齡厚生年金

老齡厚生年金は、以下の 3 つから構成されます。

A 報酬比例部分

厚生年金保険被保険者期間中（組合員期間中）の給与の平均額と被保険者期間（一般組合員期間）に応じて計算されます。

在職中の支給は、給料額との調整がかかり、一部または全部が支給停止されます。詳細は、『福利のしおり』114 ページ「(カ) 在職による年金の支給停止」をご覧ください。

B 経過的加算額

20 歳未満の一般組合員期間及び 60 歳以上の一般組合員期間については、老齡基礎年金額に反映されません。そのため、その分の老齡基礎年金相当額を「経過的加算額」として老齡厚生年金に加算して支給します。

※被保険者期間が 480 月を超える期間は加算対象となりません。

C 加給年金額

厚生年金被保険者期間が 20 年以上ある方が、65 歳に達した時点で、要件をすべて満たした配偶者または子がいる場合に支給されます（年金額は速報値です）。詳細は、『福利のしおり』113 ページをご確認ください。

対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額
配偶者	65 歳未満であること	恒常的収入が年間 850 万円未満(所得 は 655.5 万円未満)	408,100 円
子	・18 歳に達する日の属する 年度末までの間にある ・20 歳未満で障害等級 1 級 又は 2 級に該当している		・2 人まで 234,800 円/1 人 ・3 人目から 78,300 円/1 人

旧3階部分：経過的職域加算額（退職共済年金）

「2階部分：老齢厚生年金」に付随する形で支給されます（「老齢厚生年金の一部」とされることもあります）。

平成27年9月以前（一元化前）の一般組合員期間について、経過措置として一元化前の計算方法を適用し支給されます。

一般組合員として在職中の支給は、全額支給停止となります。

新3階部分：年金払い退職給付（退職年金）

平成27年10月から退職までに積み立てられた「給付算定基礎額」を基に計算され、支給されます。

積立額のうち、半分が「終身退職年金」、もう半分が「有期退職年金」の計算の基礎となります。

終身退職年金

「給付算定基礎額」の1/2を基に計算されます。本人が死亡するまで支給されます。

有期退職年金

「給付算定基礎額」の1/2を基に計算されます。受給期間について、「20年」「10年」のいずれかを選択します。「一時金」としての受給を選択することも可能です。

＼自分の年金額が知りたい！／
次のページへ ▶▶▶

※各給付の計算方法については、『福利のしおり』111ページ「(ウ)年金構成図」をご覧ください。

(3) 自分の年金額を確認しよう！

ねんきん定期便では「老齢基礎年金（1階部分）」「老齢厚生年金（2階部分）」「経過的職域加算額（旧3階部分）」の見込額を、給付基礎額残高通知書では「年金払い退職給付（新3階部分）」の積立額を知ることができます。

○ねんきん定期便（1階／2階／旧3階部分）

青色のはがきに見覚えはありますか？ ねんきん定期便は、毎年1回、誕生月*の月末に、すべての年金加入者に対して送付されます。

年金加入期間と将来の年金の**見込額**をお知らせしているもので、誕生月の4か月前までの記録が表示されています。

*誕生月…1日生まれの方は、誕生月の前月に送付します。

＼見込額が表示されていないときは…／
11 ページへ ▶▶

はがき形式のねんきん定期便（50歳以上の方用） ▼

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。		
1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）						
国民年金 (a)		船員保険 (c)		年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者					
月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金		厚生年金保険 計				
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)				
月	月	月	月	月	月	月

ここに、65歳～の年金の見込額が表示されます。

老齢基礎年金	老齢厚生年金
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円

※お問い合せの際は、基礎年金番号をお知らせください。
①平成27年9月までの加入実績に基づいた正統の国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合による経過的職域加算額（共済年金） ※を合せて表示しています。
 ※被用者年金一元化前（平成27年9月以前）の志願共済年金（増徴比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付額と同等で計算した金額に、別に定められた給付率を用いて計算した金額を加算したものとされており、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間（平成27年9月以前）については別途「経過的職域加算額（共済年金）」として当共済組合等から支給されます。
 ②上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。

○「給付算定基礎額残高通知書」(新3階部分)

この通知書は、緑色のはがき形式で、毎年1回7月末に、公立学校共済組合からご自宅宛てに送付されます。

年金払い退職給付は、積立額のうち、半分を「有期退職年金」として受け取ります。受給方法は以下の3つから選択することができます。

- ア 20年間で分割して受け取る(年額÷積立額の半分÷20)
- イ 10年間で分割して受け取る(年額÷積立額の半分÷10)
- ウ 一時金として受け取る(積立額の半分を「退職所得」として受給)

残りの半分を「終身退職年金」として受給しますが、年金額(1年間に受け取る金額)の計算に用いる「現価率」が毎年10月に見直されることから、将来における年金見込額を算出することはできません。

⑨給付算定基礎額等合計
= 積立額

給付算定基礎額残高通知書

(30年4月～31年3月)
(86841000000001) 単位円

区 分	②付与額	③利息	④給付算定基礎額
			184116
	5100	0	189216
	5100	0	194316
	10800	0	205116
	5100	0	210216
	5100	0	215316
	5100	0	220416
	5100	11	225527
	5100	11	230638
	11865	12	242515
	5100	12	247627
	5100	12	252739
	5100	12	257851

⑤前年度末 184116
⑥付与額累計 73665
⑦利息額 70
⑧今回通知 257851
⑨給付算定基礎額等合計 257851

区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
⑤前年度末	184116		
⑥付与額累計	73665		
⑦利息額	70		
⑧今回通知	257851		
⑨給付算定基礎額等合計	257851		

⑩年金払い退職給付加入期間 3年6月
⑪付与率 平成30年4月～平成31年3月 1.500%
⑫基準利率(年率) 平成30年4月～平成30年9月 0.000%
平成30年10月～平成31年3月 0.060%

基礎年金番号 999999999 作成日 令和元年6月26日

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先 公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
<https://www.kouritu.or.jp/>
 電話 03-5259-1122
 受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前9時から午後5時30分まで
※電話によるご相談の内容は、正確に回答するために録音させていただきます。ご理解くださいますようお願いいたします。
※電話によるご相談の内容は、正確に回答するために録音させていただきます。ご理解くださいますようお願いいたします。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからがしてください。)

○「ねんきん定期便」に見込額が表示されない方は・・・

すでに年金の受給権をお持ちの方（特別支給の老齢厚生年金や本来支給の老齢厚生年金が決定済みの方）については見込額が表示されません。

決定済みの年金の年金証書をご覧いただき、現在の年金額を確認してください。決定時以降も一般組合員として勤務している場合は、下記を参考にしてください。

【参考】勤務年数に応じた年金支給額の変化

- ・昭和 39 年 4 月 20 日生まれ（60 歳）
- ・中学校教諭 ・昭和 62 年 4 月 1 日採用
- ・20 歳～採用前の国民年金加入なし
（国民年金は S61 年 4 月～強制加入）
- ・大学卒業後すぐに本採用
- ・62 歳定年 ・65 歳年金受給開始
- ・現在の標準報酬月額…500,000 円



（年金額：1,000 円単位）

退職時年齢	60 歳 定年前	61 歳 定年前	62 歳 定年	63 歳 再フル 1 年目	64 歳 再フル 2 年目	65 歳 再フル任期満了
組合員期間	456 月	468 月	480 月	492 月	504 月	516 月
経過的 職域加算額	213,000 円					
老齢厚生年金	1,528,000 円	1,579,000 円	1,630,000 円	1,655,000 円	1,681,000 円	1,706,000 円
報酬比例部分	1,508,000 円	1,538,000 円	1,569,000 円	1,594,000 円	1,620,000 円	1,645,000 円
経過的加算額	20,000 円	41,000 円	61,000 円			
加給年金額	(408,000 円)					
老齢基礎年金	754,000 円					
受け取る年金の総額 (年額)	2,495,000 円	2,546,000 円	2,597,000 円	2,622,000 円	2,648,000 円	2,673,000 円

51,000 円
増額！
51,000 円
増額！
25,000 円
増額！
26,000 円
増額！
25,000 円
増額！

* 各給付については 7～8 ページをご参照ください。

* フルタイム再任用で 1 年勤務した場合、年金額は 2～3 万円程度増額すると想定されます。

＼年金払い退職給付（新 3 階部分）の支給額については／

10 ページへ ▶▶▶

2. 年金の請求手続きについて

(1) 65歳到達時の年金請求について

○請求書類の送付について

受給権発生時点	発送元	発送時期	発送先
一般組合員として 在職中	公立学校共済組合 埼玉支部 (福利課年金担当)	誕生日の 前月 20 日ごろ	所属所
退職後半年以内			ご自宅
退職後 半年以上経過	公立学校共済組合 本部	誕生日の 3 か月ほど前	ご自宅
短期組合員として 在職中			

「特別支給の老齢厚生年金」を受給していた方も、必ず請求の手続きが必要です。他の実施機関の加入期間をお持ちの方は、それぞれの実施機関から請求書類が送付されます。

例) 定年退職後、短時間再任用職員（週 20 時間以上）でお勤めの場合

⇒2 か所に請求手続きをする必要がある！

本採用期間 → 第三号厚生年金に加入（共済組合に請求）

短時間再任用期間 → 第一号厚生年金に加入（日本年金機構に請求）

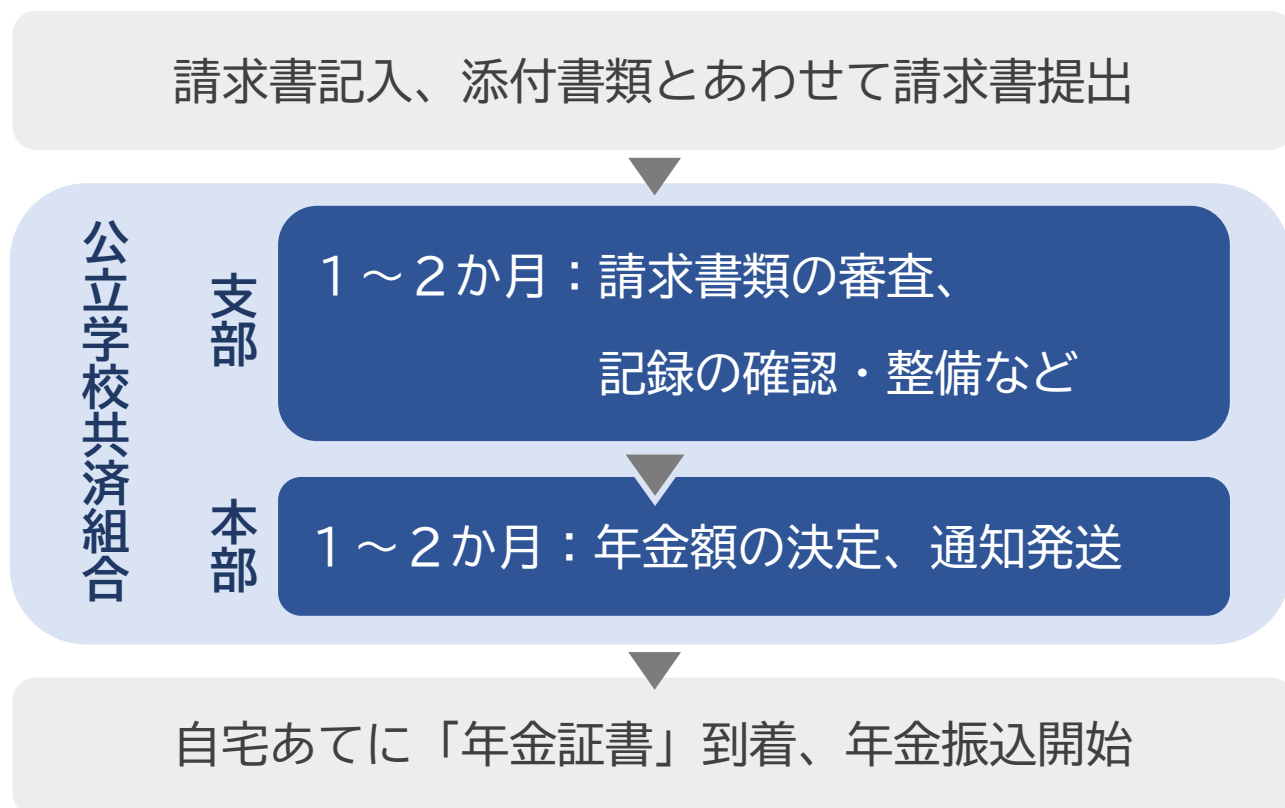
○老齢基礎年金の請求書類について

老齢基礎年金は、65歳から受給権が発生します。請求書類について、これまでの年金の加入履歴によって提出先が異なりますのでご注意ください。

65歳の誕生日時点で	発送元・提出先
公務員共済組合期間のみ	公立学校共済組合
他の実施機関の期間あり	日本年金機構

○提出から決定までの流れ

下の図は、公立学校共済組合埼玉支部（福利課年金担当）に提出するパターンの流れを示しています。提出してから決定するまでに、3～4か月程度かかります。



○決定後の支給について

定期支給日	支給月分	支給額	留意点
2月15日	12・1月分	年額の 1/6	<ul style="list-style-type: none"> ・15日が土曜日の場合は14日、日曜日の場合は13日に支給されます。 ・年金の決定・改定後の初回のお振込みは、定期支給日にかかわらず、処理完了次第支給されます。
4月15日	2・3月分		
6月15日	4・5月分		
8月15日	6・7月分		
10月15日	8・9月分		
12月15日	10・11月分		

(2) 受給開始年齢より早く請求する場合（繰上げ請求）

受給開始年齢よりも **早く** 年金を受給することを「繰上げ受給」といいます。繰上げ請求は 60 歳以降、受給開始年齢に達する日の前であれば、いつでも行うことができます。

ただし、以下のような特徴・制約があるので注意が必要です。

【繰上げ受給の特徴（制約）】

『福利のしおり』116、117 ページをご覧ください。

1 か月早めるごとに年金額が 0.4%*減額されます。

*昭和 37 年 4 月 1 日以前生まれの方は 0.5%減額。

減額は生涯にわたり続き、後から繰上げ請求を取り消すことはできません。

受給権が発生していない全ての年金（年金払い退職給付を除く）を繰り上げなければなりません。

繰上げ請求後は、障害年金に関する請求が一部制限されます。

以下に該当する場合、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。

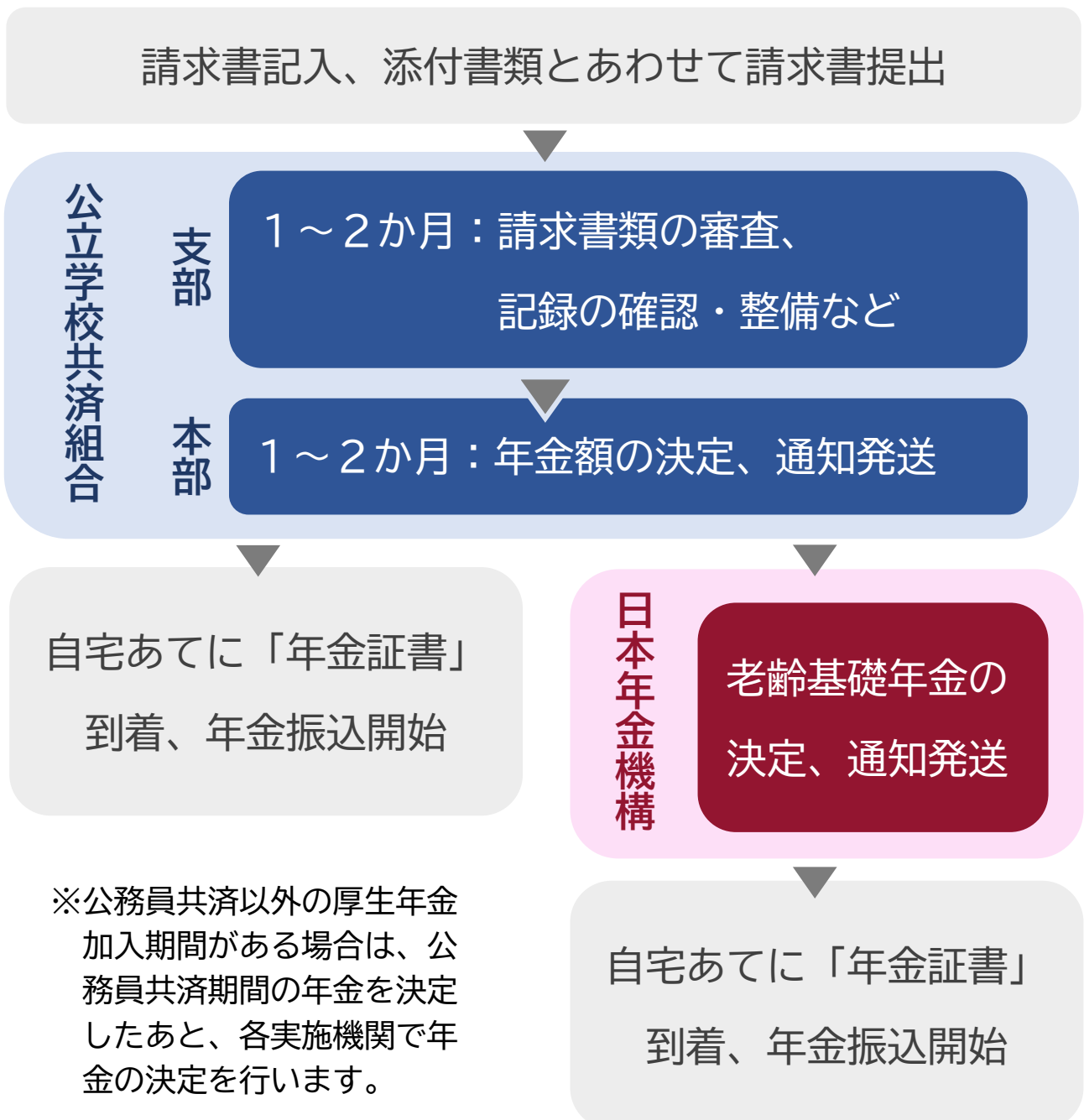
- ・ 障害、遺族年金の受給権を有している場合
- ・ 厚生年金に加入しながらお仕事している場合

○請求書類の送付について

在職中あるいは退職後6か月以内に繰上げ請求をする場合は、公立学校共済組合埼玉支部へご連絡ください。連絡を受けて、必要書類を所属所またはご自宅宛てに送付します。

6か月経過後の請求については、公立学校共済組合本部から請求書類を送付しますので、本部へご連絡ください。

○提出から決定までの流れ（在職中あるいは退職後6か月以内の場合）



※公務員共済以外の厚生年金加入期間がある場合は、公務員共済期間の年金を決定したあと、各実施機関で年金の決定を行います。

【参考】繰上げの減額イメージ

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
繰上げ月数	60月	48月	36月	24月	12月	0月
減額率	24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	0%
繰上げ後の金額 (本来の年金額を 100万円とした場合)	760,000円	808,000円	856,000円	904,000円	952,000円	1,000,000円
損益分岐点 (繰上げた場合の総額 が、65歳から受給した 場合の総額を下回る時)	80歳11か月	81歳11か月	82歳11か月	83歳11か月	84歳11か月	

＼ご病気が原因で、繰上げ請求したいと考えている方へ／

「障害年金」の請求もご検討ください。病気やけがにより、法令に定めのある障害状態にあると認められた場合、支給されます。

詳しくは、27ページへ ▶▶▶

(3) 受給開始年齢より遅く請求する場合（繰下げ請求）

受給開始年齢よりも **遅く** 年金を受給することを「繰下げ受給」と言います。繰下げ請求は66歳から75歳まで行うことができます。ただし、以下のような特徴・制約があるので注意が必要です。

【繰下げ受給の特徴（制約）】

『福利のしおり』118、119 ページをご覧ください。

1 か月遅らせるごとに年金額が0.7%増額されます。

繰下げは12か月以上の月数でないと行えません。

例：× 3か月だけ遅く受給を開始する

○ 17か月遅く受給を開始する

加給年金額対象者がいる場合、老齢厚生年金の繰下げ待機期間中は加給年金額が支給されません。

繰下げ待機中に支給されなかった加給年金額や、働いたことにより支給停止となった年金額は、増額の対象となりません。

他の実施機関が決定する老齢厚生年金は同時に繰り下げなければなりません。

老齢厚生年金と老齢基礎年金は、一方のみを繰り下げる、またはそれぞれに繰下げ時期を選択することができます。

○加給年金額対象者がいる方はご注意ください

加給年金額は、要件に該当する配偶者・子がいらっしゃる方に対し、受給中の老齢厚生年金に加算する形で支給されます。

繰下げ待機期間は、老齢厚生年金を受給していないため、加給年金額の支給もありません。また、繰下げ請求によって加算額が増額することもありますので、ご注意ください。

＼加給年金額対象者の要件／

7 ページへ ▶▶▶

○請求書類の送付について

繰下げを希望する場合は、65歳の請求書において繰り下げる旨を申告します。

66歳以降、繰り下げている年金を請求する場合は、必要書類をご自宅宛てに送付しますので、公立学校共済組合本部にご連絡ください。ただし、一般組合員として在職中あるいは退職後2か月以内であれば、公立学校共済組合埼玉支部（福利課年金担当）にご連絡ください。

【参考】繰下げ時の増額イメージ（加給年金無しの場合）

請求時の年齢	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
繰下げ月数	0月	12月	24月	36月	48月	60月
増額率	0%	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%
繰下げ後の金額 (本来の年金額を 100万円とした場合)	1,000,000円	1,084,000円	1,168,000円	1,252,000円	1,336,000円	1,420,000円
損益分岐点 (繰下げした場合の総額 が、65歳から受給した 場合の総額を上回る時)		77歳11か月	78歳11か月	79歳11か月	80歳11か月	81歳11か月

請求時の年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
繰下げ月数	72月	84月	96月	108月	120月
増額率	50.4%	58.8%	67.2%	75.6%	84%
繰下げ後の金額 (本来の年金額を 100万円とした場合)	1,504,000円	1,588,000円	1,672,000円	1,756,000円	1,840,000円
損益分岐点 (繰下げした場合の総額 が、65歳から受給した 場合の総額を上回る時)	82歳11か月	83歳11か月	84歳11か月	85歳11か月	86歳11か月

※ 加給年金額対象者がいる場合は、損益分岐点がさらに先に伸びます。(最小12年～最大16年10か月)

3. 退職にともなう手続きについて

(1) 「退職」とは？

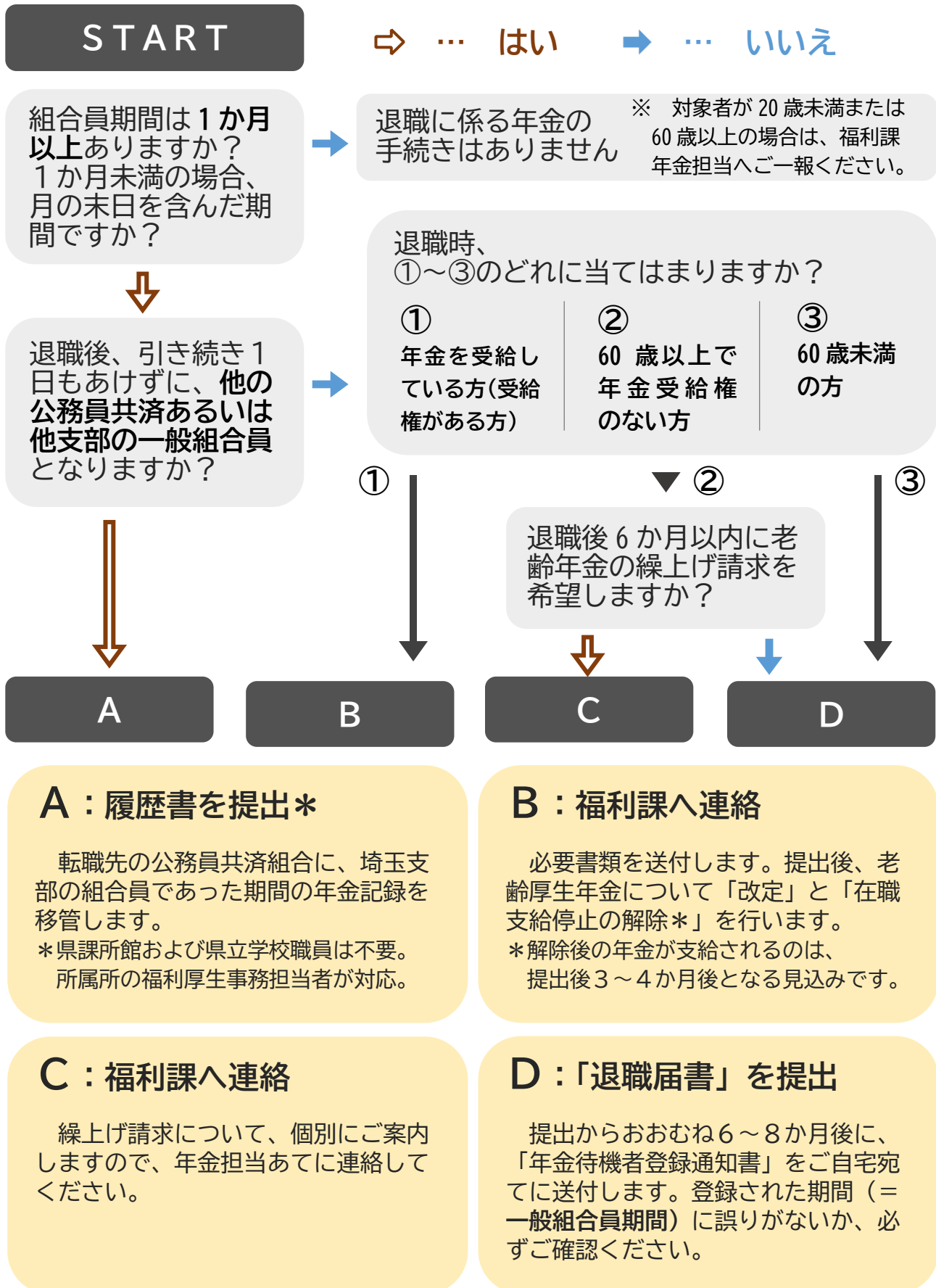
ここでいう「退職」とは、「公立学校共済組合埼玉支部の一般組合員ではなくなることを指します。

一般組合員	健康保険等（短期給付）・年金（長期給付）ともに共済加入 〈該当者〉 ・本採用職員 ・フルタイム勤務職員（再任用職員・任期付職員） ・会計年度任用職員 （フルタイムかつ13月以上継続加入）
短期組合員	健康保険等（短期給付）のみ共済加入 〈該当者〉 ・臨時的任用職員 ・短時間かつ週20時間以上勤務職員 （再任用職員・任期付職員・会計年度任用職員） ・会計年度任用職員（フルタイムかつ13月未満）

お仕事を続けていたとしても、任用形態が変わったことで「一般組合員」から「短期組合員」になる場合は、「退職」と同様の手続きが必要になります。

- ・1日もあけずに他共済の一般組合員になる方
他共済へ年金記録を移管する ⇒ **手続きが必要**
- ・任意継続組合員となる方
短期組合員の資格のみが継続 ⇒ **手続きが必要**
- ・フルタイム再任用終了後、1日もあけずに臨時的任用職員になる方
短期組合員に種別が変わる ⇒ **手続きが必要**

重要！〈手続きに係るフローチャート〉



(2) 退職時のお手続き

21 ページに掲載しているフローチャートを参考に、必ず手続きをしてください。

○年金を受給している方が退職するとき (B)

令和6年度末の場合、昭和36年4月1日以前にお生まれの方、あるいは年金を繰上げ請求している方が該当します。

年度末退職の場合は、毎年1月末ごろ、所属所宛てに年金受給者の退職に関する調査票を送付します。そちらに退職する旨を書いてご提出いただくと、必要書類が学校あてに発送されます。

手続きに漏れがあると年金の支給に影響が出ることがありますので、十分にご留意ください。

○年金を受給していない方が退職するとき (D)

「退職届書」をご提出ください。

退職届書に記載した退職日までの記録を「年金待機者」として登録します。年金を受給する時期になると、登録住所宛てに請求書類を発送しますので、住所変更した場合は別途公立学校共済組合本部へご連絡ください。

様式の掲載場所：総務事務システム、公立学校共済組合埼玉支部 HP

＼被扶養配偶者がいらっしゃる方はご注意ください！／

60歳まではいずれかの年金制度に加入しなければなりません。

被扶養配偶者の方は、現在「国民年金第3号被保険者」として年金制度に加入しています。

被扶養配偶者が60歳未満である場合、組合員が65歳に達する、または退職などで厚生年金に加入しなくなると、配偶者も「国民年金第3号被保険者」でなくなります。

市町村役場で配偶者の国民年金の加入手続きをしてください。

(3) 再就職したときのお手続き

退職後、再び「一般組合員」の資格を取得した場合は、再就職の手続きが必要です。年金関係では、以下の書類の提出をお願いしています。

「短期組合員」の資格を取得した際は、これらのお手続きは不要です。

対象者	提出書類
全員	年金加入期間等報告書
公務員共済から老齢年金・障害年金を受給している方	年金受給権者再就職届書
公立学校共済組合以外の公務員共済から老齢年金・障害年金を受給している方	年金証書（原本） ※公立学校共済組合、または公務員共済以外（日本年金機構など）からの年金証書は添付不要です。

公立学校共済組合以外の公務員共済から老齢年金・障害年金を受給している方が「一般組合員」として再就職する場合は、至急手続きが必要になるため、福利課年金担当へご連絡ください。

○年金加入期間等報告書

様式の掲載場所：総務事務システム、公立学校共済組合埼玉支部 HP

○年金受給権者再就職届書

様式の掲載場所：公立学校共済組合本部 HP

○年金証書（原本）

他の公務員共済から年金を受給している方が再就職した場合は、再就職先の共済組合で年金の再決定を行います。これまでの年金証書の原本を回収し、再決定後改めて年金証書を送付します。

(4) 年金に係る税金について

○公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

課税対象となる年金受給者に対し、毎年10月頃にご自宅宛てに送付されます。扶養親族等がいる場合、自身の障害者控除やひとり親控除・寡婦控除を受ける場合には、毎年必ず提出してください*。

申告書の提出がなくても、基礎的控除は適用されます。

*提出をしなかった場合でも、確定申告を行うことで所得税の還付を受けられることがあります。

○確定申告

公的年金の受給者は、原則として確定申告を行う必要はありません。しかし、次のいずれかの条件に当たる方は確定申告を行う必要があります。

- a 年金収入が400万円を超える方
- b 公的年金以外の所得が20万円を超える方
- c 医療費控除等により所得税の還付を受けられる方

毎年12月に、ご自宅宛てに「源泉徴収票」が送付されます。確定申告をする場合に必要となりますので、大切に保管してください。

【参考】住民税の特別徴収

65歳以上の方は、介護保険料、国民健康保険料、住民税等が年金から特別徴収(天引き)されることがあります。ただし、特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金であり、共済組合から支給する老齢厚生年金からは特別徴収されません。

65歳未満の方、65歳以上でも老齢基礎年金から特別徴収されない方は、市区町村から送付される納付書で支払うこと(普通徴収)となります。

詳しくは、お住いの市区町村役場でご確認ください。

4. その他の年金制度について

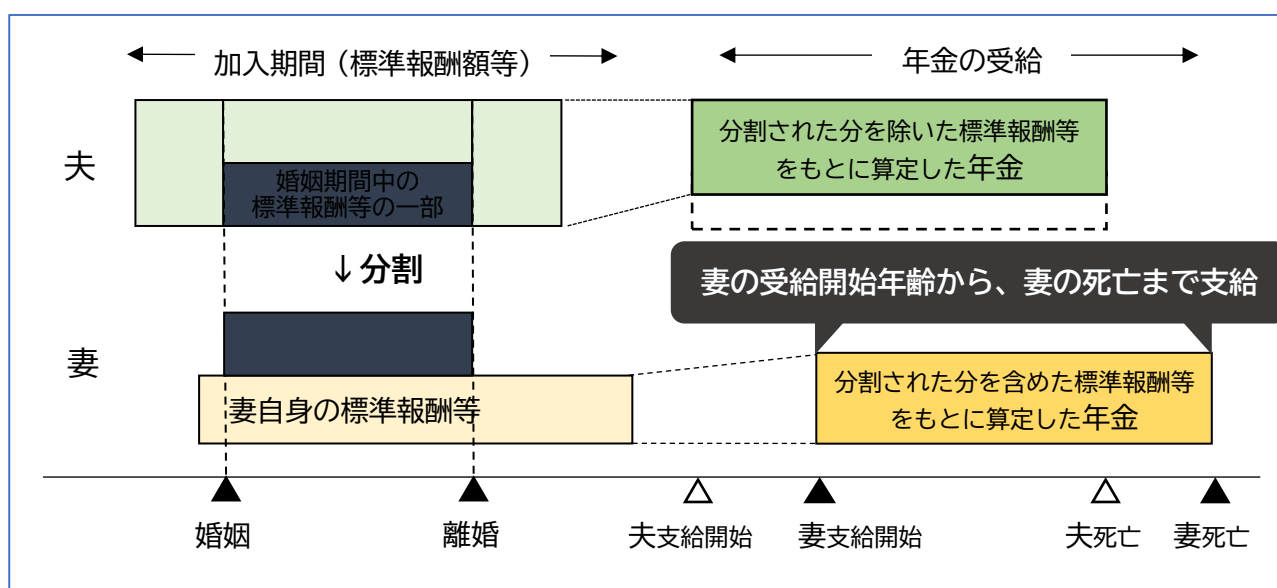
(1) 離婚時の年金分割制度（『福利のしおり』129 ページ）

中高齢等の比較的婚姻期間の長い夫婦が離婚した場合、現役時代の男女の雇用の格差などを背景として、夫婦双方の年金受給額には大きな開きが生じ、女性の高齢期の所得水準が低くなるという問題点がありました。

このような事情を考慮して、平成19年4月から、離婚時に厚生年金の分割が可能となる仕組み（以下「年金分割」という。）が実施されました。

【年金分割の仕組み】

- ・離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を、離婚時に限り当事者間で分割することが認められる。
- ・分割の割合は5割を上限とする（5割を超えた厚生年金記録を相手に分け与えることはできない）。
- ・当事者間の合意または裁判手続により分割の割合を定める必要がある。
- ・請求の期限は、離婚日の翌日から起算して2年以内である。

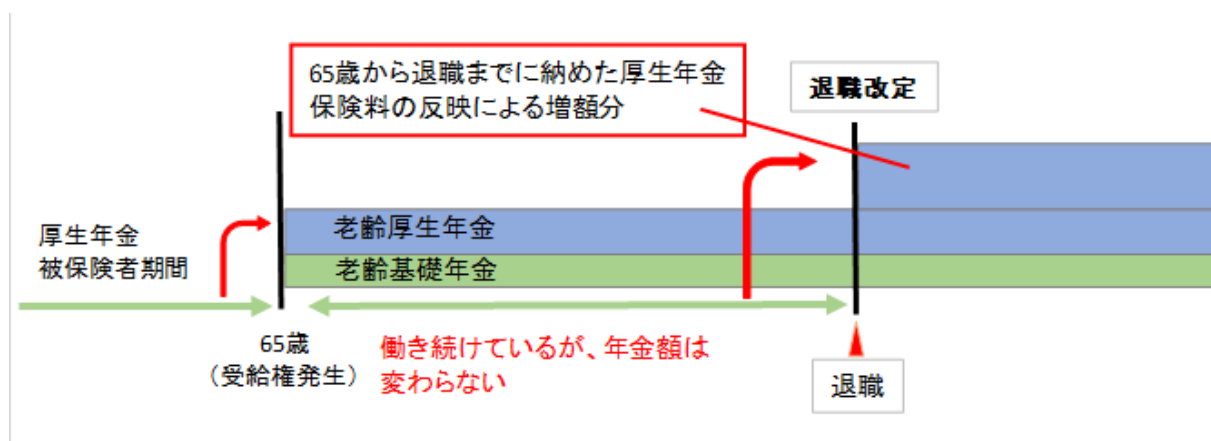


(2) 在職定時改定の導入について

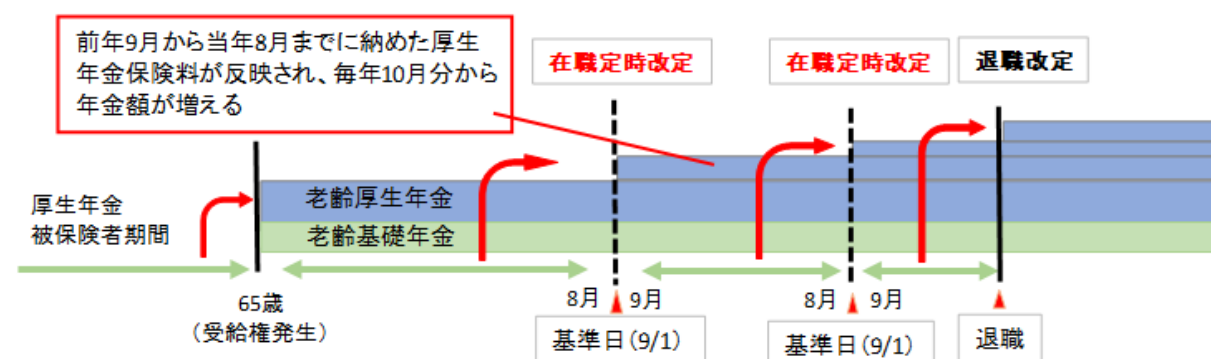
令和4年3月までは、老齢厚生年金を受給できる65歳以上の方が厚生年金保険に加入して働いた場合、「退職」または「70歳到達」のどちらかのタイミングを迎えるまで、65歳以降に納めた厚生年金保険料は、年金額に反映されませんでした。

令和4年4月からは、基準日（毎年9月1日）において厚生年金保険に加入している場合、退職時や70歳到達時に加え、65歳以降に納めた厚生年金保険料を年金額に反映するための改定（在職定時改定）が行われることになりました。

【在職定時改定導入前のイメージ】



【在職定時改定導入後のイメージ】



(3) 障害給付 (『福利のしおり』120～123 ページ)

一般組合員である期間中に初診日*がある病気やけがによって、法令に定めのある障害の状態にあると認められた場合、公立学校共済組合から「障害厚生（共済）年金」を受けることができます。

*初診日…請求を行う傷病に関連する傷病について、初めて医師の診療を受けた日のこと。

障害認定日*以降、障害の状態にある（障害等級に該当する）と認められた時点からの支給となるため、**老齢年金の受給年齢に達していない方でも受給することが可能です。**

*障害認定日…初診日から1年6か月を経過した日。ただし、1年6か月を経過する日より前に、障害認定日を迎える場合があります（特例症例）。
詳細は『福利のしおり』120 ページ【障害認定日について】をご覧ください。

障害年金を受けるためには、障害の等級を決定する必要があります。障害等級は、「身体障害者手帳」などの障害等級とは異なります。

所定の診断書などをご提出いただき、それらに基づいて公立学校共済組合が認定します。

○2つの請求方法について

障害認定日請求

障害認定日時点の症状で障害等級を決定し、年金を支給する方法です。年金の支給は、障害認定日時点（障害認定日が5年以上前である場合は、請求日から5年前の時点）にさかのぼって行われます。

事後重症請求

障害認定日には障害等級に該当しない状態だったが、その後症状が重くなり、請求時点では障害等級に該当すると認められた場合に年金を支給する方法です。年金の支給は、請求時点から行われます。

ただし、65歳に達している方や、老齢年金の繰上げ請求を行っている方はこの請求方法を選択することができません。

○請求書類の送付について

初診日時点で加入していた実施機関に請求手続きを行います。公務員共済組合の加入期間に初診日がある場合は、福利課年金担当へご連絡ください。ご連絡いただいた際、初診日や傷病に関することを聴取し、その内容をもとに請求書類一式を送付します。

○請求から決定までの流れ

障害年金は、請求してから決定するまでに半年近くかかります。決定され次第、認定時点にさかのぼって支給されます。

請求の流れ

請求書記入、添付書類とあわせて請求書提出

公立学校共済組合

請求書類の審査、年金記録の確認・整備等

2～3か月：障害等級の認定

2～3か月：年金額の決定

自宅あてに「年金証書」到着、年金振込開始

(4) 遺族給付 (『福利のしおり』123～126 ページ)

一般組合員または一般組合員であった者が死亡したときや、既に年金を受給している方が死亡したときは、公立学校共済組合から遺族に年金が支給されます。

○遺族の範囲と要件

遺族とは、一般組合員または一般組合員だった方が死亡した当時、その方に生計を維持されていた方のことを言います。ただし、それぞれに要件があります。

対象者		年齢要件	収入要件
①配偶者	夫	55歳以上 (支給開始は60歳から)	恒常的収入が年間850万円未満であること (あるいは所得が655.5万円未満であること)
	妻	なし	
①子 (婚姻していない者)		・18歳に達する日の年度末までの間にある ・20歳未満で障害等級1級または2級に該当している	
②父母		夫の要件と同様	
③孫 (婚姻していない者)		子の要件と同様	
④祖父母		夫の要件と同様	

*対象者の①～④は支給対象となる遺族の優先順位を表しています。

遺族厚生年金には、支給対象となる遺族の優先順位が定められており、最も順位の高い方のみが受給できます(その方が死亡等により遺族厚生年金の受給権を失権しても、次順位以下の方への転給はありません)。

○請求書類の送付について

在職者（一般組合員）が死亡したとき

所属所の事務担当者から公立学校共済組合埼玉支部（福利課）へご連絡ください。連絡を受けて、「年金請求関係の連絡票」を送付しますので、遺族の状況を記入し、福利課年金担当へご提出ください。

提出のあった「連絡票」をもとに、必要書類を所属所へ送付します。

退職者（年金者）が死亡したとき

公立学校共済組合（本部または支部）へご連絡ください。

連絡を受けて、公立学校共済組合本部から必要書類を送付します。

○請求から決定までの流れ

遺族年金は、請求してから決定するまでに3～4か月程度かかります。

請求書記入、添付書類とあわせて請求書提出

公立
学校
共済
組合

1～2か月：請求書類の審査、
記録の確認・整備など

1～2か月：年金額の決定、通知発送

自宅あてに「年金証書」到着、年金振込開始

5. 主な問合せ先一覧

●公立学校共済組合埼玉支部（福利課） 年金担当

所在地：〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21

電話番号：048-830-6688（平日8:30~17:15）

ホームページ：<https://www.kouritu.or.jp/saitama/index.html>

●公立学校共済組合本部

所在地：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

電話番号：03-5259-1122（平日9:00~17:30）

ホームページ：<https://www.kouritu.or.jp/>

●日本私立学校振興・共済事業団

所在地：〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

電話番号：03-3813-5321

ホームページ：<http://www.shigakukyosai.jp/>

●日本年金機構

ホームページ：<http://www.nenkin.go.jp/>

年金事務所	管轄区域	所在地および電話番号
浦和	桜区, 浦和区, 南区, 緑区, 川口市, 蕨市, 戸田市	〒330-8580 さいたま市浦和区北浦和 5-5-1 TEL 048-831-1638
大宮	西区, 北区, 大宮区, 見沼 区, 中央区, 鴻巣市, 上尾 市, 桶川市, 北本市, 北足 立郡	〒331-9577 さいたま市北区宮原町 4-19-9 TEL 048-652-3399
熊谷	熊谷市, 行田市, 加須市, 本庄市, 羽生市, 深谷市, 児玉郡, 大里郡	〒360-8585 熊谷市桜木町1-93 TEL 048-522-5012

川 越	川越市, 東松山市, 朝霞市, 志木市, 和光市, 新座市, 富士見市, 坂戸市, 鶴ヶ島市, ふじみ野市, 入間郡(所沢年金事務所管内の地域を除く。), 比企郡	〒350-1196 川越市脇田本町 8-1 U_PLACE 5階 TEL 049-242-2657
所 沢	所沢市, 飯能市, 狭山市, 入間市, 日高市, 入間郡のうち三芳町	〒359-8505 所沢市上安松 1152-1 TEL 04-2998-0170
春日部	春日部市, さいたま市岩槻区, 久喜市, 蓮田市, 幸手市, 白岡市, 南埼玉郡, 北葛飾郡	〒344-8561 春日部市中央 1-52-1 春日部セントラルビル 4・6階 TEL 048-737-7112
越 谷	越谷市, 草加市, 八潮市, 三郷市, 吉川市	〒343-8585 越谷市弥生町 16-1 越谷ツインシティ B シティ 3階 TEL 048-960-1190
秩 父	秩父市, 秩父郡	〒368-8585 秩父市上野町 13-28 TEL 0494-27-6560

